

中小企業振興条例の改正と補助金の新設



商工観光課商工振興係 ☎0824-73-1178

庄原市人材育成キャリアアップ事業補助金

中小企業者が、人材育成を図るため従業員などに専門的または技術的な研修を受講させる際にかかる経費の一部を補助します。

対象

次の条件のいずれかに該当する中小企業者（※2）

①市内に本店を有する法人

②市内に住所を有し、主たる事業所を市内に置く個人事業主で、健康保険法の適用事業所であるものなど

対象事業

【人材育成派遣事業】他の団体などが実施するもので、対象者が正規従業員その他市長が認める者（以下「対象従業員等」という。）に業務上必要な能力または技術の向上に役立つ専門的な研修または講習に参加させる事業。

【研修会等開催事業】対象者自らが研修会を開催し、対象従業員等に対し、研修を受講させる事業。

補助対象経費

【人材育成派遣事業】研修を受けるための受講料、教材費（旅費および宿泊費は除く。）

【研修会等開催事業】研修会などを実施するための会場借上料、研修会などに招へいする講師の謝金、旅費および宿泊費

補助金額

補助対象経費の2分の1以内

限度額

【人材育成派遣事業】1人当たり3万円（同一年度6万円まで）

【研修会等開催事業】1回当たり15万円（同一年度1回限り）

申請時期 随時（事業開始前）

庄原市産業見本市等出店支援事業補助金

中小企業者の販売拡大を支援するため、産業見本市などに出展する際にかかる経費の一部を助成します。

補助対象者

次の条件のいずれかに該当する中小企業者（※2）

①市内に本店を有する法人

②市内に住所を有し、主たる事業所を市内に置く個人事業主で、健康保険法の適用事業所であるものなど

補助対象経費

出展小間料、展示デザイン、会場設営、プロモーション用の資料など、展示ブースの照明調達、インターネット接続料、搬送料など

補助金額

補助対象経費の2分の1以内

限度額 20万円

申請時期 随時（事業開始前）

※1：国民健康保険を含みません。

※2：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

庄原市内にある約

2200の中小企業者のうち、約9割が小規模企業者であり、地域経済の大きな担い手です。平成26年6月には「小規模企業振興基本法」が成立し、国においても「日本経済を支える重要な存在」として小規模企業者の存在が大きくクローズアップされています。

こうした流れを受け、市は、平成28年2月に市内中小企業者を対象とした実態調査やヒアリングを行い、本年3月に小規模企業者に焦点をあてた現行制度の見直しと、新たな支援制度を含む中小企業支援制度を整備しました。

ぜひご利用ください！

中小企業振興（雇用拡大）

対象

市内の事業所で、新規に雇用し、職員数が拡大した中小企業および中小企業団体のうち、市長が指定するもの。

助成の条件

年度の初日（個人：4月1日、法人：事業年度の初日）から雇用達成の日（年度の初日から1年後の日）の間に、事業の拡大などの事由により、健康保険（※1）に加入する新規雇用常用労働者が5人以上増加した場合。ただし、中小企業者のうち小規模企業者については、1人以上増加した場合。

助成額

新規雇用常用労働者数によって、500万円を限度に次のとおり支給します。

【4人以下（小規模企業者）の場合】1人当たり5万円

【5～30人の場合】1人当たり10万円

【31人以上の場合】300万円+30人を超える人数×15万円

申請時期 雇用拡大の1カ月前まで